

名古屋市公報	令和 4年 3月16日 第144号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸秘書長 発行人 名古屋市長官邸法制課長

目	次	ページ
告	示	
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第80号) 3
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第81号) 4
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第82号) 6
○ 都市再生推進法人の指定	(住都・まちづくり企画課)	(第83号) 7
○ 名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託	(緑土・農業センター)	(第84号) 8
○ 清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について	(健福・環境薬務課)	(第85号) 9
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課)	(第86号) 10
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課)	(第87号) 13
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第88号) 14
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第89号) 16
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について	(消防・総務課)	(第90号) 17
○ 名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について	(ス市・スポーツ振興室)	(第91号) 18
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第92号) 19
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第93号) 21
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第94号) 24
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第95号) 25
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第96号) 26
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第97号) 27
教育委員会告示		
○ 教育委員会臨時会の開催について		(第3号) 28

上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局職員証規程の一部改正	(第6号)	29
交 通 局 告 示		
○ 深夜バス系統の乗合自動車に乗車できる乗車券の種類等についての一部改正について	(第2号)	30
交 通 局 管 理 規 程		
○ 乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正	(第6号)	31
○ 高年齢者割引全線定期券の制度変更に伴う定期券等の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例に関する規程	(第7号)	33
監 査 公 表		
○ 令和 4年監査公表	(第2号)	36
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	48
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	51
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	54
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	57
○ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の公告	(緑土・都市農業課)	61

名古屋市告示第80号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 3年 6月11日 3指令住開指第28号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市守山区幸心二丁目1410番 1、1411番、1412番、1413番 1、1414番
及び1415番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内二丁目12番 8号
株式会社菊和
代表取締役 菊池 大

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第81号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和4年3月7日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年3月7日

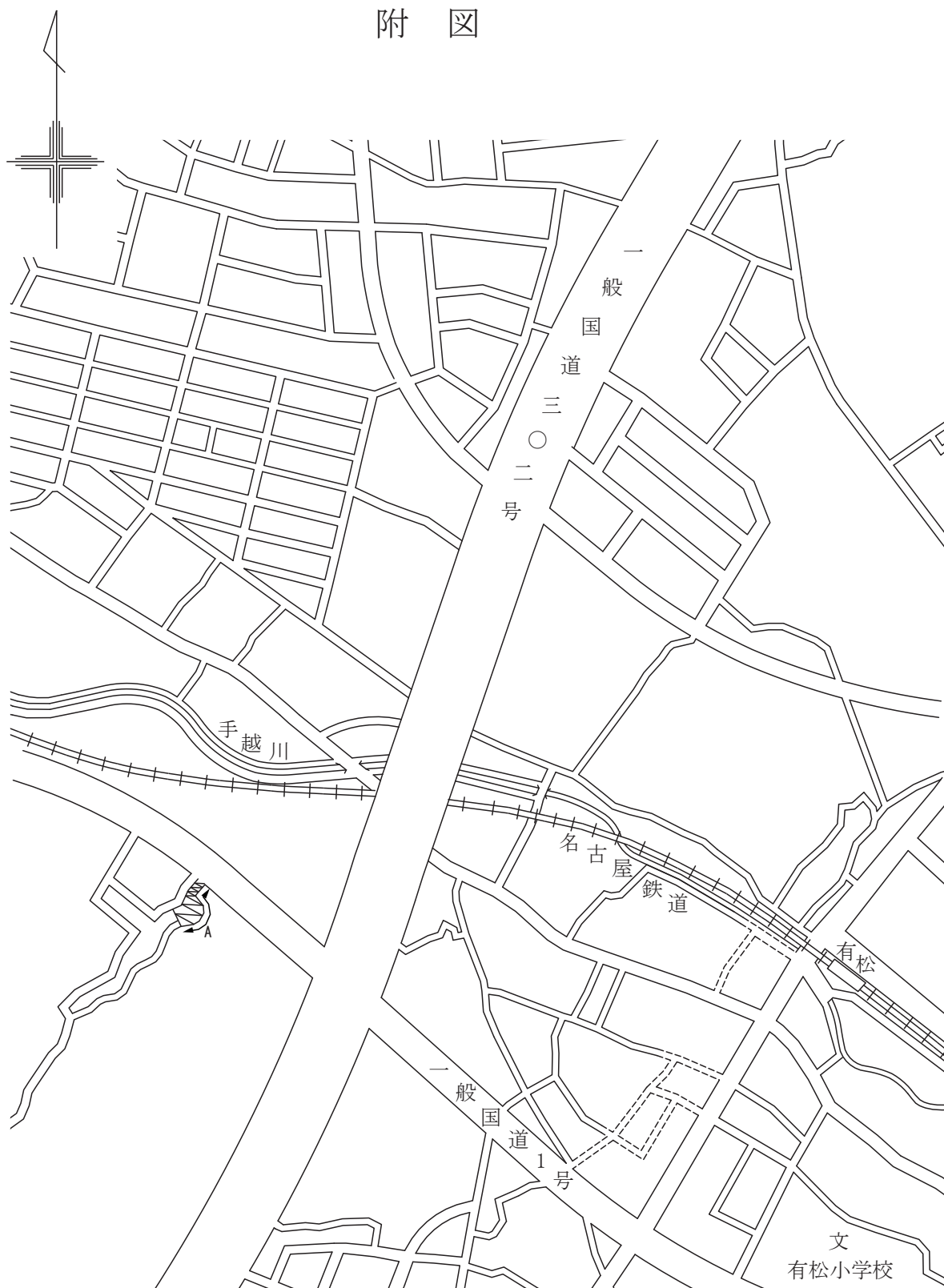
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

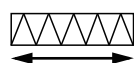
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	鳴海町第451号線	名古屋市緑区大高町字北平部1番の66地先から	前	0.038	平均 1.80	附 図
			名古屋市緑区大高町字北平部1番の66地先まで	後	0.038	4.13 ～ 22.87	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の幅員
を改め供用開始する部分

名古屋市告示第82号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

令和 4年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

堀留前駐車場（若宮大通公園）

2 変更内容

令和 4年 1月 2日から同年12月30日まで及び令和 5年 1月 2日から同年 3月31日までを供用しない日に変更します。

3 変更理由

堀留橋耐震対策工事（堀留橋撤去工事）工期延長のため

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第83号

都市再生推進法人の指定

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項の規定により、次のとおり都市再生推進法人を指定しました。

令和4年3月8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 法人の名称
公益財団法人名古屋まちづくり公社
- 2 法人の住所
名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
- 4 指定日
令和4年3月8日

名古屋市住宅都市局都市整備部まちづくり企画課

名古屋市告示第84号

名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務を、次のように委託しました。

令和 4年 3月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
公益財団法人名古屋市みどりの協会
理事長 二神 望

2 委託した期間

令和 4年 2月16日から同年 3月31日までのうち名古屋市農業センター条例
施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条に規定する市長が指定す
る期間

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第85号

清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について

平成25年名古屋市告示第 216号（清純な施設環境を保持すべき施設の指定）の一部を次のように改正します。

令和 4年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

高蔵公園	熱田区高蔵町	愛知県	を
------	--------	-----	---

」

「

高蔵公園	熱田区高蔵町	名古屋市	に
------	--------	------	---

」

改める。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第86号

告示の訂正について

平成31年名古屋市告示第 170号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 4年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

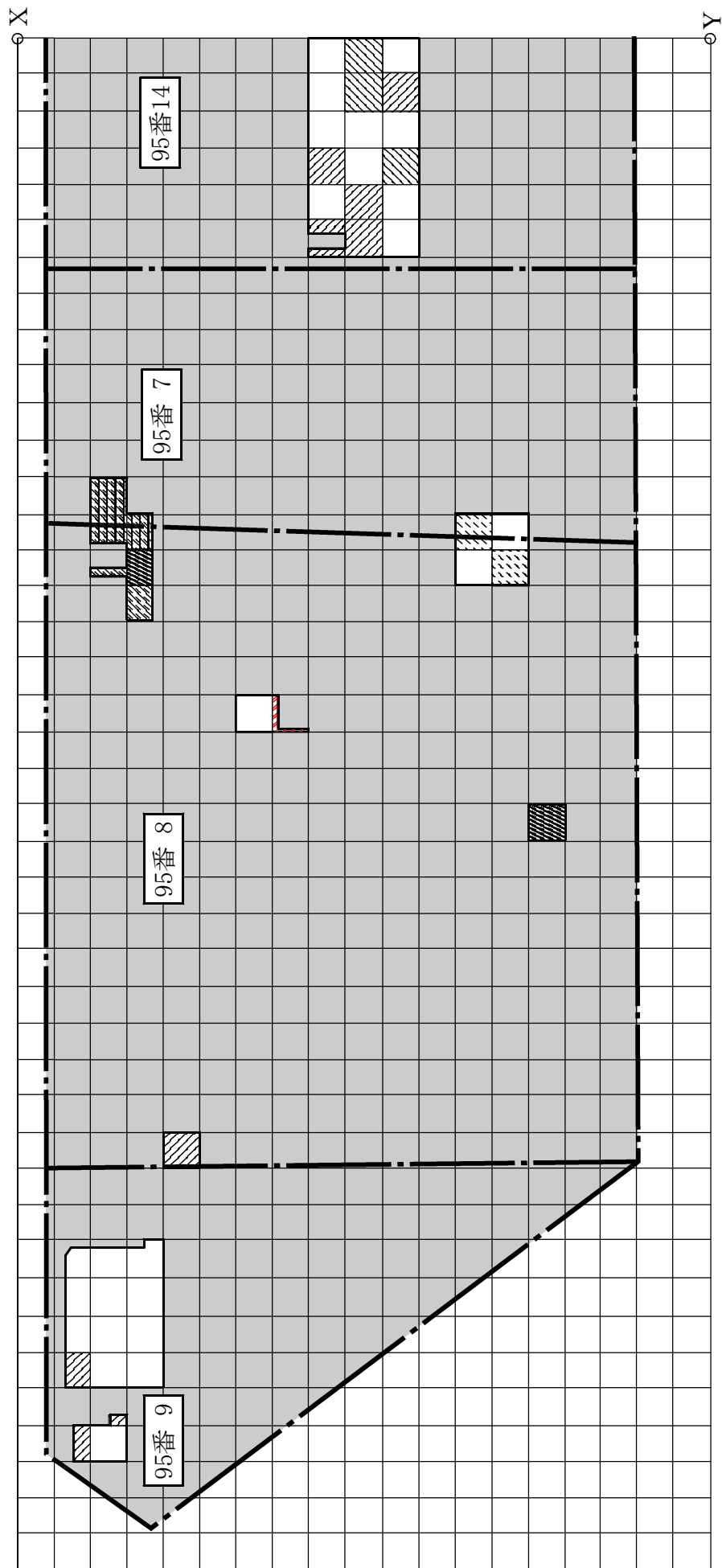
1の項中「及び95番 9の一部」を「、95番 9の一部及び95番14の一部」に改めます。

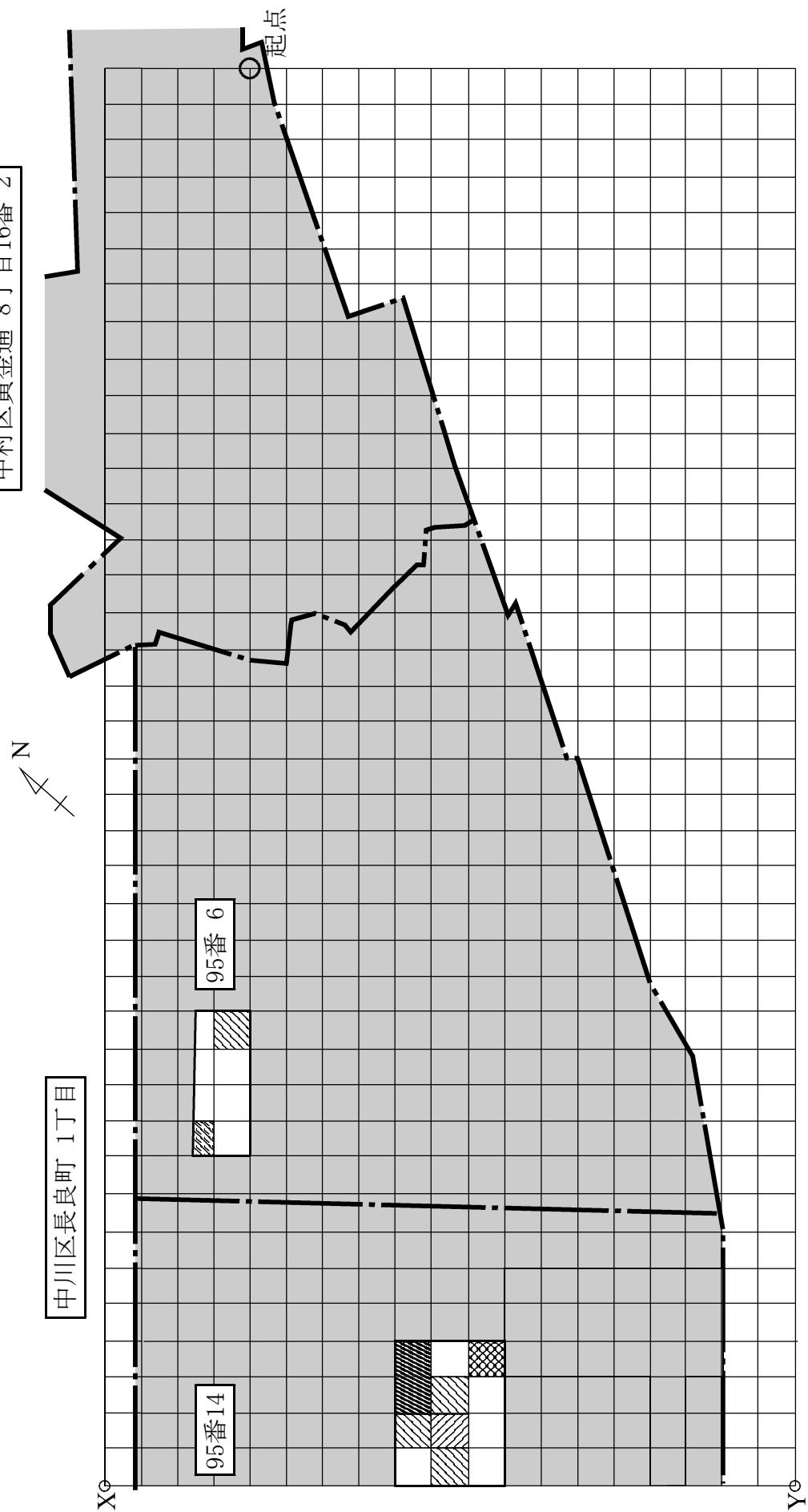
別紙 1及び別紙 1-2を次のように訂正します。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



中川区長良町 1丁目





名古屋市告示第87号

告示の訂正について

令和 2年名古屋市告示第 471号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 4年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1の項中「及び95番 8の一部」を「、95番 8の一部及び95番14の一部」に改めます。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第88号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の 解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。また、同法第11条第2項の規定に基づき、平成27年名古屋市告示第740号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和4年3月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中川区長良町1丁目95番6の一部及び95番14の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素^ひ及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 指定を解除する区域

名古屋市中川区長良町1丁目95番7の一部

5 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準）

- 6 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌の追完調査が実施され、土壌溶出量基準に適合していることが
確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第89号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 4年名古屋市告示第31号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市北区杉栄町 5丁目 120番 1の一部、 120番 3の一部及び 120番 4の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第90号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 4年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「		
名古屋市港消防署 南陽出張所	名古屋市港区春田野二丁目2904番地	を
」		
「		
名古屋市港消防署 南陽出張所	名古屋市港区春田野二丁目2904番地	に
名古屋市港消防署 荒子川出張所	名古屋市港区善進本町72番地の 2	
」		

改める。

附 則

この告示は、令和 4年 3月28日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第91号

名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館日に開館します。

令和4年3月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市障害者スポーツセンター

2 臨時に開館する期日

令和4年4月30日（土）

令和4年5月4日（水・祝）

令和4年5月5日（木・祝）

令和4年9月24日（土）

令和4年11月23日（水・祝）

令和5年2月12日（日）

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室

名古屋市告示第92号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 4年 3月11日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

葉山西公園	守山区大字上志段味字東谷	図面守山 118 の区域	令和 3年 4 月 9日
-------	--------------	-----------------	-----------------

」

を

「

葉山西公園	守山区大字上志段味字東谷	図面守山 118 の区域	令和 3年 4 月 9日
桜坂公園	守山区大字下志段味字吉田、大 字中志段味字吉田洞	図面守山 119 の区域	令和 4年 3 月15日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 4年 3月15日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第93号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 3月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
特定非営利活動法 人スポNAG Oネ クスト 名古屋市中村区名 駅南一丁目 1番14 号	就労継続支援B型 事業所スポNAG OGREEN 名古屋市中村区名 駅南一丁目11番15 号	就労継続支援 B型	2310101668	令和 4年 3月 1日
有限会社愛興 名古屋市北区玄馬 町 215番地	就労継続支援B型 事業所あいこう 名古屋市西区鳥見 町 1丁目62番地	就労継続支援 B型	2310201583	令和 4年 3月 1日
株式会社L I T A L I C Oパートナーズ 東京都目黒区上目 黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス金山伏見 通 名古屋市熱田区新 尾頭一丁目 6番13	就労移行支援	2311100743	令和 4年 3月 1日

	号			
株式会社はなみずき 名古屋市中川区荒江町16番13号	はじまりの場所 名古屋市中川区小本町 3丁目 224番地	就労継続支援 B型	2311301937	令和 4年 3月 1日
合同会社サルム 名古屋市瑞穂区洲山町 2丁目33番地	あんず 名古屋市瑞穂区洲山町 2丁目33番地	就労継続支援 A型	2311400812	令和 4年 3月 1日
フロンティアリンク株式会社 東京都中央区新川一丁目 6番12号	フロンティアリンク名古屋金山キャリアセンター 名古屋市中区正木四丁目 8番13号	就労移行支援	2316101282	令和 4年 3月 1日
株式会社JOYCAS 名古屋市天白区原一丁目1902番地	ジョイキャス 名古屋市天白区原一丁目1902番地	就労継続支援 A型	2316401518	令和 4年 3月 1日
株式会社アイリス 名古屋市天白区一本松一丁目 401番地	あいのかたち塩釜口 名古屋市天白区塩釜口二丁目1201番地	就労継続支援 B型	2316401526	令和 4年 3月 1日
有限会社サンマリノ 名古屋市守山区西新 4番20号	さんまりのヘルパーステーション 名古屋市千種区今池三丁目 2番 9号	居宅介護 重度訪問介護	2317101331	令和 4年 3月 1日
株式会社ケアドゥ 名古屋市瑞穂区田辺通 5丁目 1番地の 2	ヘルパーステーション虹の橋24千種 名古屋市千種区東山通 3丁目23番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317101349	令和 4年 3月 1日

特定非営利活動法人S o c i a l G o o d 三重県四日市市三栄町 3番17― 802号	自立訓練所ぷらす 名古屋市千種区春岡一丁目12番15号	自立訓練（生活訓練）	2317101356	令和 4年 3月 1日
株式会社ライフサポート 名古屋市名東区貴船一丁目 143番地	しろくまヘルパー ステーション 名古屋市名東区貴船一丁目 143番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001654	令和 4年 3月 1日
株式会社M I R A I 名古屋市南区呼続元町27番22号	訪問介護のミライ 名古屋市南区寺崎町 6番21号	居宅介護 重度訪問介護	2318101256	令和 4年 3月 1日
あいんぐ株式会社 名古屋市緑区神沢一丁目2010番地	生活介護あいんぐ 名古屋市緑区神沢一丁目2424番地	生活介護	2318501620	令和 4年 3月 1日
合同会社フレイミー 愛知県弥富市平島町西勘助46番地 5	なしの木 名古屋市中川区戸田ゆたか二丁目2122番地	共同生活援助	2321300424	令和 4年 3月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第94号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 3月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
特定非営利活動法 人A X E S S 名古屋市西区那古 野二丁目12番 5号	リベルタなごや 名古屋市西区那古 野一丁目20番30号	一般相談支援 特定相談支援	2330200250	令和 4年 3月 1日
		障害児相談支 援	2370200244	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第95号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社クオリティライフ 名古屋市北区光音寺町字野方1907番地の 205	訪問介護本舗みまもり 名古屋市北区光音寺町字野方1907番地の 205	居宅介護 重度訪問介護	2317301626	令和 4年 2月24日
一般社団法人マロン 名古屋市中区古渡町19番 9号	マロン 名古屋市中区古渡町19番 9号	就労継続支援 B型	2316101001	令和 4年 2月28日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第96号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社マザーズ 名古屋市西区新道 一丁目 2番 5号	A X E S S 名古屋市西区新道 一丁目 2番 5号	一般相談支援	2338000108	令和 4年 2月28日
		特定相談支援		
一般社団法人西尾 張福祉の会 愛知県津島市天王 通り六丁目39番地	くじら計画団栄生 吉 名古屋市西区栄生 二丁目23番13号	障害児相談支 援	2378000091	令和 4年 2月28日
		一般相談支援	2330200219	
		特定相談支援		
		障害児相談支 援	2370200194	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第97号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和 4年 3月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 供用時間を変更する日

令和 4年 3月13日

2 有料公園施設の名称及び変更後の供用時間

有料公園施設 の名称	変更後の供用時間
駐車場（白川 公園）	午後 3時から午後 9時まで
白川前駐車場 （若宮大通公 園）	午前 0時から午前 8時まで及び午後 3時から午後12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時まで）。ただし、入庫の取扱い時間は、午後 3時から午後 9時まで、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市教育委員会告示第3号

教育委員会臨時会の開催について

令和4年3月18日午後3時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和4年3月11日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

教職員人事について

特別職人事について

事務局人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第 6 号

名古屋市上下水道局職員証規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 8 日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別記様式第 1 中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市上下水道局職員証規程の規定に基づいて交付されている職員証は、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員証規程の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市交通局告示第2号

深夜バス系統の乗合自動車に乗車できる乗車券の種類等について
の一部改正について

深夜バス系統の乗合自動車に乗車できる乗車券の種類等について（平成2年
名古屋市交通局告示第8号）の一部を次のように改正します。

令和4年3月10日

名古屋市交通局長 小林 史郎

表中「、高年齢者割引全線定期券」を削ります。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行します。

名古屋市交通局営業本部企画財務部経営企画課

名古屋市交通局管理規程第6号

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月10日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第24条の4第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 高年齢者割引全線定期券は、午前10時から午後4時までに乗車する場合に限り使用することができる。ただし、土曜日、日曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又はこれらの日に適用するダイヤにより運行する日にあつては、全日使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に発行した高年齢者割引全線定期券を使用することができる日時は、乗合自動車乗車料条例施行規程第1条の2第2項及び第2条の3の規定にかかわらず、この規程による改正後の乗合自動車乗車料条例施行規程第24条の4第2項に規定する日時とする。

（乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 3 乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（平成27年名古屋市交通局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第24条の4第4項第1号」を「第24条の4第5項第1号」に改める。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第7号

高年齢者割引全線定期券の制度変更に伴う定期券等の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例に関する規程を次のように定める。

令和4年3月10日

名古屋市交通局長 小林 史郎

高年齢者割引全線定期券の制度変更に伴う定期券等の既納料金の
還付及び還付に係る手数料の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高年齢者割引全線定期券（乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号。以下「乗合規程」という。）第24条の4に規定する定期券をいう。以下「特得60バス定期」という。）の制度変更に伴い、乗合規程、高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号。以下「高速規程」という。）、割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号。以下「割引連絡規程」という。）及び連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）に規定する定期券等の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例について必要な事項を定めるものとする。

(還付の特例)

第2条 特得60バス定期の既納料金は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り還付することができる。

- (1) 令和4年3月31日までに発売し、同年4月1日以降も通用期間のある特得60バス定期を乗客が所持していること。
- (2) 令和4年4月1日以降に特得60バス定期を乗客が使用していないこと。
- (3) 令和4年3月15日から同年6月30日までの間（特得60バス定期の通用開始日が同年4月1日以降の場合は、通用開始日前までに限る。）に

乗客から還付の請求があること。

第3条 前条に定める特得60バス定期の既納料金の還付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和4年3月15日から同月31日までの間に請求があった場合 乗合規程第31条第1項第2号の規定を準用して得た額
- (2) 令和4年4月1日から同年6月30日までの間に請求があった場合 乗合規程第31条第1項第2号中「還付の請求があった日の翌日以後」とあるのは、「令和4年4月1日以後」と読み替えて同号の規定を準用して得た額

第4条 前2条に定める特得60バス定期の還付と同時に乗合自動車との連絡運輸の定期券等をICカード乗車券（ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）に定めるものをいう。）に付加して発売する場合であって、かつ、乗客から現に所持する定期券等の既納料金の還付の請求があった場合の還付額については、次表左欄に掲げる区分に応じて同表右欄に掲げるとおりとする。

区 分	既納料金の還付額
高速規程に規定する通勤定期券、全線定期券、学生定期券及び割引定期券	高速規程第89条第1項の規定を準用して得た額
割引連絡規程に規定する高速電車・名古屋臨海高速鉄道（以下「名臨高線」という。）割引連絡定期券、高速電車・ガイドウェイバス志段味線高架区間（以下「ガイドウェイバス高架区間」という。）割引連絡定期券及び高速電車・名臨高線・ガイドウェイバス高架区間割引連絡定期券	高速規程第89条第1項の規定を準用して得た額及び名古屋臨海高速鉄道株式会社・名古屋ガイドウェイバス株式会社において定める払戻額の合算額
連絡運輸規程に規定する高速電車と連絡運輸機関の連絡運輸の定期券及び高速電車と連絡運輸機関の連絡運輸の割引定期券	高速規程第89条第1項の規定を準用して得た額及び連絡運輸機関において定め

	る払戻額の合算額
--	----------

(手数料)

第5条 前3条の規定による還付に係る手数料は、徴収しない。

(取扱場所)

第6条 第2条から第4条までの規定による定期券等の既納料金の還付の取扱場所は、各駅及び各乗車券発行所とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者又は地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者により乗車料金を納付した者にあつては、各乗車券発行所に限る。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

令和 4年監査公表第 2号

地方自治法第 242条第 1項の規定に基づき、名古屋市職員措置請求書の提出があり、同条第 5項の規定により監査を行いましたので、その結果を公表します。

令和 4年 3月10日

名古屋市監査委員	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242条第 1項の規定に基づき、政務活動費の返還に係る名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

第 1 措置請求の概要

1 請求書の提出日

令和 4年 1月13日

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨（請求人の求める措置）

減税日本ナゴヤに対し交付された令和 2年度分の政務活動費のうち、広聴広報費の支出（広報紙の印刷・配布費用） 113万 2,065円の全額又は一部の額が不当利得であるため、市長は、減税日本ナゴヤに対し返還させるために必要な措置をとることを求める。

ア 具体的な措置の内容

- (ア) 広報紙を印刷、配布した明白な証明がない場合、全額の返還
- (イ) 広報紙の印刷、配布実態があった場合、広報紙の表示内容のうち政務活動以外の部分に相当する額の返還
- (ウ) 広報紙の配布について、配布を行う業者に直接発注せず、相当な理由なく他の業者を介在させたことにより仲介手数料等が発生している場合、それに相当する額の返還

(2) 請求の理由

請求人は、広聴広報費として支出された、減税日本ナゴヤに所属する浅井康正市議（以下「浅井市議」という。）が業者Aに依頼したとされる広報紙の印刷・配布に関して疑義があったため、浅井市議に対し、令和 3年 9月 8日に公開質問状を提出したところ「市政報告の配布について、業者Aに依頼し、業者Aから業者Bに発注されております。」との回答があった。しかし、請求人の求めた具体的な証拠は示されず、地方自治法第 100条第16項に求められている透明性及び名古屋市会議長が定めた「政務活動費の使途に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）で尊重されている説明責任は果たされていない。したがって、具体的な証拠が示せないのであれば、交付された政務活動費は返納されるべきである。

また、広報紙の配布にあたり浅井市議が、直接業者Bに発注せず業者Aを介在させたことについて、相当な理由がなく業者Aを介在させ、仲介手数料等が発生しているとすると無駄な公費の濫用である。

仮に印刷実態、配布実態があったとしても、平成30年 4月11日神戸地裁判

決、平成28年12月27日奈良地裁判決及び平成29年 1月31日仙台地裁判決等において、広報紙における政務活動費の支出について、政務活動以外の部分については、政務活動費より除外し、按分することとされている。具体的には、政務活動に関わる部分と、政務活動に関わらない部分とで紙面の面積によって按分を行い、政務活動に関わる部分のみ、政務活動費より交付することとされている。政務活動に関わらない部分として、後援会活動、選挙目的の氏名を告知する行為、自身の顔写真、会派の集合写真など、自身や会派の宣伝と解されるものが挙げられており、本件の広報紙においてそのような内容が全くないと立証されない限り、按分比率 100%での政務活動費の交付は不当である。

第2 監査委員の除斥

長谷川由美子監査委員及び成田たかゆき監査委員は、地方自治法第 199条の2の規定により、本件監査に加わらなかった。

第3 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第4 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第 242条第 7項の規定に基づく陳述については、請求人より行わない旨の書面の提出があったことから実施しなかった。

2 監査対象事項

本件監査においては、令和 2年度に減税日本ナゴヤに交付された政務活動費のうち、広聴広報費の支出 113万 2,065円の全額又は一部の額が不当利得であるか、市長は、減税日本ナゴヤに対し返還させるために必要な措置をとる必要があるかを監査対象事項とした。

3 監査対象局

市会事務局を監査対象局とし、文書照会及び事情聴取による調査を行った。市会事務局の回答及び説明は、概ね次のとおりである。

(1) 政務活動費に係る規定

政務活動費は、地方自治法第 100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の定めるところにより、名古屋市会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市長から、議会における会派に交付されるも

のである。政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第 4条で規定されている。

また、政務活動費を支出するにあたっての使途の例示などを示した議会内部における取扱いを定めた基本指針が平成25年 2月22日議長決裁により制定されている。

(2) 政務活動費の使途

条例第 4条には、政務活動費を充てることができる経費の範囲が規定されており、会派が行う会派の活動、議会活動、市政に関する政策等についての住民への報告に要する経費等として広聴広報費が定められている。

さらに、基本指針により、広聴広報費の適用費目例として、広報紙の作成・印刷費等を掲げており、支出にあたっては、広報紙を後援会等と共同発行する場合は、実態に応じて按分が必要との考え方を示している。また、後援会行事の案内や選挙に関わる内容については、政務活動と評価すべきものでなければ、支出に適さない経費の事例として掲げている。

(3) 交付手続等の概要

名古屋市会政務活動費の交付に関する規則（以下「規則」という。）が制定されており、政務活動費の交付手続等の細目が定められている。条例及び規則の規定を踏まえた交付手続等の概要は以下のとおりである。

区分	交付手続等の概要
交付申請	会派代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して、政務活動費交付申請書を提出。（月額50万円×会派の所属議員数×月数）
交付決定	市長は、政務活動費の額を決定し、議長を経由して、各会派に通知。
交付請求	会派代表者は、毎月、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書を提出。（毎月の額＝50万円×会派の所属議員数）
交付	会派に対し交付。
収支報告書等の提出	会派代表者は、前年度の交付に係る政務活動費について、収支報告書及び領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を議長に提出。
議長の調査	議長は、収支報告書等の提出を受けたときは、必要に応じて調査を行う。
収支報告書の写しの送付	議長は、提出された収支報告書の写しを市長に送付。
政務活動費の返還命令	市長は、政務活動費に残余が生じた場合、その返還を命ずることができる。
返還	市長の返還命令を受けて会派が残余金を返還。
会計帳簿等の整理保管等	会派は、経理責任者を置き、経理責任者は、会計帳簿を調製し、領収書等の証拠書類を収支報告書の提出期限の日から起算して 5年を経過する日まで保管。

(4) 市会事務局の見解

ア 政務活動費の支出の判断について

平成22年 4月12日最高裁決定においては、「政務調査費（注）の収支に関する議長への報告の内容等を、調査研究活動の目的や内容等を具体的に記載すべきものとはせず、概括的な記載にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」と判断しており、市会事務局においても会派の活動への干渉を防止する観点から、会派が政務活動費の支出にかかる説明責任を有し、按分比率も含めて、支出の可否については、会派の自律的な判断に委ねられるべきものと認識している。

（注）地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に改められ、使途が拡大できることとなり、その範囲は条例で定めることとされた。

イ 議長による調査について

収支報告書等が議長に提出された際に議長が必要に応じて行う調査は、収支報告書が所定の要件を備えているか、政務活動費の充当額と領収書の金額との照合、条例や基本指針に照らして明らかな誤りがないか等の形式的な点検・確認を行うものであり、按分比率や個々の使途の内容について適否を判断することはない。

また、収支報告書等に明確な疑義があり、さらに調査を行う必要があると認められる場合には、会派の代表者からの説明聴取を実施するなど、あらためて調査を行うことになる。

ウ 広報紙における政務活動費の按分比率について

請求人は、各裁判例を取り上げ、「広報紙における政務活動費の支出について、政務活動以外の部分については、政務活動費より除外し、按分することとされている。政務活動に関わる部分と、政務活動に関わらない部分とで紙面の面積によって按分を行い、政務活動に関わる部分のみ、政務活動費より交付することとされている。政務活動に関わらない部分として、後援会活動、選挙目的の氏名を告知する行為、自身の顔写真、会派の集合写真など、自身や会派の宣伝と解されるものがあり、本件の広報紙においてそのような内容が全くないと立証されない限り、按分比率 100%での政務活動費の交付は不当である」と主張しているが、上級審を含めた各裁判例からは、広報紙の紙面に掲載された顔写真などについて、一概に政務活動費への充当が認められないとの判断がなされているものではないと理解している。

4 関係人調査

地方自治法第 199条第 8項の規定に基づき、減税日本ナゴヤに対して、文書照会による調査を行った。減税日本ナゴヤの説明は、概ね次のとおりである。

(1) 本件広報紙を印刷、配布した事実について

監査委員に対し、広報紙を印刷したことが確認できる証拠書類として、広報紙 2点（A 3 両面刷り、A 4 片面刷り）の写しを提出する。また、広報紙を配布したことが確認できる証拠書類として、業者 A から業者 B に配布を依頼したことが分かる書類の写し及び業者 B が業者 A に交付した領収書の写しを提示する。

(2) 本件広報紙に関する按分比率の考え方について

当初より当会派では按分比率を決定する際に、他会派の按分比率を参考とさせて頂いている。具体的には、他会派の広報紙の紙面内容が政務活動に関わるものか否か、その紙面内容を前提とした他会派の按分比率を分析し、それを当会派の広報紙の紙面内容に照らし合わせた上で按分比率を決定している。

(3) 本件広報紙の配布にあたり業者 A を介在させたことについて

過去には業者 B に自ら広報紙を持ち込み、配布依頼をしたケースもあるが、今回は多忙のため業者 A に依頼したものである。

業者 A から業者 B に支払った配布費用は、監査委員に提示する領収書の写しのとおりで、浅井市議が業者 A に支払った配布費用（当会派が議長に提出した領収書の写し）と同額であり、仲介手数料は発生しておらず、請求人の主張する無駄な公費の濫用という話にはならない。

(4) 政務活動費の使途にかかる説明責任について

当会派としては、議長に対し政務活動費の使途の透明性の確保を努めることを規定した条文である地方自治法第 100条第16項の実現のため、所属議員全員の収支報告書に領収書等を添えて提出している。さらに、当会派ウェブサイト上に上記収支報告書及び個人情報に係る最低限の箇所のみ黒塗りにし、それ以外の箇所を全て開示した領収書等を掲載しており、透明化に努めている。したがって、政務活動費の使途に関して十分に説明責任を果たしていると考えている。

第 5 監査の結果

1 監査委員の判断

(1) 本件広報紙を印刷、配布した事実について

請求人は、広報紙の印刷・配布に関して、具体的な証拠が示せないのでは

れば、交付された政務活動費は返納されるべきであると主張している。

しかし、減税日本ナゴヤから提出又は提示された証拠書類の内容からすると、広報紙は印刷、配布されたものと認められる。

(2) 本件広報紙に関する按分比率の妥当性について

請求人は、平成30年 4月11日神戸地裁判決、平成28年12月27日奈良地裁判決及び平成29年 1月31日仙台地裁判決を取り上げ、紙面に政務活動費以外の部分（後援会活動、選挙目的の氏名を告知する行為、自身の顔写真、会派の集合写真など、自身や会派の宣伝と解されるもの）が全くないと立証されない限り、按分比率 100%での政務活動費の交付は不当であると主張している。

一方で、請求人が取り上げた奈良地裁判決では、複数の事案を取り扱っており、その控訴審である平成30年 3月27日大阪高裁判決では、議員の写真等が掲載された県議会議員の広報紙について、その配置や大きさから紙面の多くを占める県政の施策等に関わる情報の発信者を特定・紹介するものとして、合理的関連性があり按分を要しないとした判断もある。同じく請求人が取り上げた仙台地裁判決においても複数の事案を取り扱っており、各議員の写真等が掲載された市議会会派の広報誌について、合理的関連性の薄い部分はごく一部の割合を占めるにとどまっているから、選挙活動等、調査研究活動以外の目的が併せて存在するものとまでは認められず按分を要しないとした判断もある。また、平成25年 1月31日名古屋高裁判決では、後援会活動の記事が掲載された市議会会派の広報紙について、当該記事の紙面全体に占める割合が一部（4分の1以下）にすぎないことに照らすと、これらの発行費用が政務調査費の本来の趣旨・目的に反するとまではいえず按分を要しないと判断された。

このように、各裁判の判決においては、議員の写真等が掲載されていれば直ちに按分が必要との判断がなされているわけではなく、政務活動との合理的関連性や個々の広報紙の紙面に占める割合・配置等の状況から判断しており、その際の按分の考え方については様々である。

減税日本ナゴヤから提出された広報紙 2点（A 3両面刷り、A 4片面刷り）の紙面には、所属議員の顔写真等の掲載はあるものの、各裁判の判決のほか、条例、規則及び基本指針に鑑みると、本件広報紙を按分比率 100%とし、政務活動費として支出したことについて、政務活動費の本来の趣旨・目的に反するとはいえないと判断するのが相当である。

(3) 本件広報紙の配布にあたり業者Aを介在させたことについて

請求人は、浅井市議が、直接業者Bに発注せず業者Aを介在させたことについて、相当な理由がなく業者Aを介在させ、仲介手数料等が発生しているとすると無駄な公費の濫用であると主張している。

しかし、本件広報紙の配布にあたり業者Aを介在させたことについては、

条例、規則及び基本指針に明らかに反するものではなく、また、減税日本ナゴヤから提示された証拠書類の内容からすると、仲介手数料等が発生した事実はなく、無駄な公費の濫用と認めることはできない。

2 結論

以上述べたとおり、請求人の主張する、令和 2年度に減税日本ナゴヤに交付された政務活動費のうち広聴広報費の支出 113万 2,065円について、措置する必要は認められない。

(別添)

職員措置請求書

令和 4年 1月13日

名古屋市監査委員 殿

令和 2年度に支給された「減税日本ナゴヤへの政務活動費」のうち、合計 1,132,065円に疑義があるため、地方自治法第 242条第 1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

請求人 (住所、氏名は省略)

第 1 請求の主旨

1. 事案の概要

名古屋市会会派「減税日本ナゴヤ」に令和 2年度に支給された政務活動費に関し市会議長に提出した、「浅井康正」名での整理番号「f0104」(按分比率: 100%、政務活動充当額: 737,319円)(甲第 1号証、甲第 2号証)(以下「交付事実 1」と呼ぶ)及び、同「浅井康正」名での整理番号「f0105」(按分比率: 100%、政務活動充当額: 394,746円)(甲第 3号証、甲第 4号証)(以下「交付事実 2」と呼ぶ)について疑義があり、必要な措置を請求します。

2. 当事者

- (1) 請求人は、名古屋市に在住する名古屋市民である。
- (2) 名古屋市長河村たかし(以下「市長」という)は、名古屋市の行政の責任者であり、名古屋市会政務活動費の交付に関する規則第 3条に定める、名古屋市会政務活動費の交付決定者である。
- (3) 減税日本ナゴヤは、名古屋市会の会派であり、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例第 2条に定められた政務活動費の交付対象である。
- (4) 浅井康正市議は、名古屋市会議員であり、地方自治法第 100条14項に基づいて、政務活動費の交付を受ける減税日本ナゴヤに所属している議員である。

3. 問題となる事実

- (1) 「交付事実 1」、「交付事実 2」について、広報紙を印刷し名東区内に配布したとされているが、その事実の立証ができていないにもかかわらず政務活動費の交付を受けている事。
- (2) 「交付事実 1」、「交付事実 2」において、按分比率 100%とされているが適切な按分比率と立証されていないにもかかわらず按分比率 100%で政務活動費の交付を受けている事。

4. 違法不当性を基礎づける事実

- (1) 減税日本ナゴヤは、令和 2年度分政務活動費、広聴広報費として、浅井康

- 正市議分、整理番号「f0104」（按分比率：100％、政務活動充当額：737,319円）（甲第1号証）として、業者A（2020年8月6日発行）領収書（額面：737,319円）（甲第2号証）を添え、政務活動費の交付を受けた。
- (2) 減税日本ナゴヤは、令和2年度分政務活動費、広聴広報費として、浅井康正市議分、整理番号「f0105」（按分比率：100％、政務活動充当額：394,746円）（甲第3号証）として、業者A（2020年8月6日発行）領収書（額面：394,746円）（甲第4号証）を添え、政務活動費の交付を受けた。
- (3) 上記政務活動費の交付は、名東区（令和2年10月1日現在76,702世帯）において広報紙を印刷作成、配布したとするものである。
- (4) しかし請求人は、複数の名東区民より領収書記載の2020年8月6日前後に当該広報紙を見ていないとの報告を得た。もとより、請求人において、当該広報活動の不在の証明はできないが、地方自治法第100条16項、及び政務活動費の使途に関する基本指針（平成25年2月22日議長決裁）を引くまでもなく、政務活動費の支出については透明性の確保が必要であり、説明責任は交付を受けた会派にある。
- (5) そこで、請求人は令和3年9月8日に、浅井康正市議に公開質問状として、「広報の配布残、版下データ、版下作成経緯、下請け印刷所等への支払明細、全戸配布した形態説明、アルバイト等を雇って配布したものなら、そのアルバイトに支払った労賃の領収書等」の資料提示を求めた。（甲第5号証）
- (6) 令和3年9月18日に浅井康正市議より「公開質問状に対する回答」（甲第6号証）（以下「回答」と呼ぶ）が寄せられたが、請求人の求めた事実証明のための資料はなく、「業者Aから業者Bに発注されております。」との回答が寄せられた。
- (7) 浅井市議は、広報紙を印刷し名東区内で配布されたとする立証はできておらず、地方自治法第100条16項に求められている透明性、及び政務活動費の使途に関する基本指針で尊重されている説明責任は果たされていない。減税日本ナゴヤならびに浅井康正市議は、具体的な証拠を示すべきであり、それが示せないのであれば印刷、配布実績がないものとし、交付された政務活動費は返納されるべきである。
- (8) ちなみに、浅井康正市議の回答した業者Bに対して、同じ減税日本ナゴヤ所属の鈴木孝之市議は直接発注をしている。「領収書添付用紙令和2年度分整理番号f0703（業者B発行）」（甲7号証）。浅井康正市議が、直接業者Bに発注せず業者Aを介在させた理由は不明であるが、業者Bが減税日本ナゴヤ所属の市議からの受注を拒まない以上、相当の理由がなく業者Aを介在させ、仲介手数料等が発生しているとすると無駄な公費の濫用である。
- (9) 請求人の認知するところによると、業者Aには印刷設備はなく、印刷についても再発注が為されている疑いがある。印刷、作成の実態を立証できる証拠が示されない限り、「交付事実1」「交付事実2」にいう広報紙の印刷、配布が行われたとする主張には疑義があり、その立証責任は減税日本ナゴヤ

または浅井康正市議にある。

(10) 仮に印刷実態、配布実態があったとして、神戸地方裁判所平成30年 4月11日判決、奈良地方裁判所平成28年12月27日判決及び仙台地方裁判所平成29年 1月31日判決等において、広報紙における政務活動費の支出について、政務活動以外の部分については、政務活動費より除外し、按分することとされている。政務活動に関わる部分と、政務活動に関わらない部分とで紙面の面積によって按分を行い、政務活動に関わる部分のみ、政務活動費より交付することとされている。政務活動に関わらない部分として、後援会活動、選挙目的の氏名を告知する行為、自身の顔写真、会派の集合写真など、自身や会派の宣伝と解される物があり、「交付事実 1」「交付事実 2」においてそのような内容が全くないと立証されない限り、按分比率 100%での政務活動費の交付は不当である。

(11) なお、請求人において、事実解明のために令和 3年11月19日に名古屋市長服部将也市議に対して要望書を提出し、名古屋市長政務活動費の交付に関する条例第 8条を根拠とする調査を要望したところ、服部議長から令和 3年12月 2日付で減税日本ナゴヤに対し、政務活動費の支出について、説明責任を果たすよう申入が行われたようであるが、今日に至るも請求人に対する説明は行われていない事を申し添えておく。

監査委員は、上記の支出について、成果物等の客観的証拠に基づきこれらの支出が適正なものであると認められない限り、市長に対し、不当利得として減税日本ナゴヤから政務活動費を返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

第 2 求める措置

1. 「交付事実 1」「交付事実 2」について、広報紙が配布された明白な立証がなされていない。配布事実について明白な証明がない場合、市長は両件において交付された政務活動費の返還を減税日本ナゴヤへ求める事。
2. 前項の疑義に対して回答があり、広報紙の印刷実態、配布実態があった場合であっても、「交付事実 1」「交付事実 2」において、配布された広報紙の表示内容を確認の上、政務活動以外の部分について、各判例に準じた按分比率を求め、市長は政務活動以外の部分について返還を減税日本ナゴヤへ求める事。
3. 上記「違法不当性を基礎づける事実 (8)」で指摘した業者 A における仲介手数料等が存在し、当該業者を介在させることについて相当な理由がない場合、市長はその返還を減税日本ナゴヤへ求める事。

以上のとおり、地方自治法 242条 1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

事実証明書

甲第 1号証：領収書添付用紙 令和 2年度分 整理番号 f0104

甲第 2号証：業者 A2020年 8月 6日発行領収書

(f0104添付、額面 737,319円)

甲第 3号証：領収書添付用紙 令和 2年度分 整理番号 f0105

甲第 4号証：業者 A2020年 8月 6日発行領収書

(f0105添付、額面 394,746円)

甲第 5号証：令和 3年 9月 8日 公開質問状

甲第 6号証：令和 3年 9月18日 公開質問回答

甲第 7号証：領収書添付用紙 令和 2年度分 整理番号 f0703

(鈴木孝之宛 業者 B発行)

添付資料 1

事実証明書

写し 各 1通 (添付は省略)

以上

(注) 職員措置請求書は、業者名を「業者 A」又は「業者 B」と表記し、その他は原文のまま掲載した。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

千音寺商業施設（Aゾーン）

名古屋市千音寺土地区画整理組合41街区 仮 1番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4年10月19日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,903平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

259台

(2) 駐輪場の収容台数

156台

(3) 荷さばき施設の面積

190平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

44.9立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)バロー	午前 9時00分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
A棟北側 A平面駐車場	午前 8時30分から午後10時00分まで
A棟屋上 A屋上駐車場	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
A棟南側 A 1荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで
A棟北側 A 2荷さばき施設	午前 6時00分から午前 7時00分まで

7 届出の日

令和 4年 2月18日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中川区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 3月 8日から同年 7月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 7月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

千音寺商業施設（Bゾーン）

名古屋市千音寺土地区画整理組合92街区 仮1番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)ホームセンター バロー	代表取締役 和賀登 盛作	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)ホームセンター バロー	代表取締役 和賀登 盛作	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年10月19日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,967平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

420台

(2) 駐輪場の収容台数

80台

(3) 荷さばき施設の面積

500平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

53.7立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)ホームセンターバロー	午前 8時00分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
B棟南側 B平面駐車場	午前 7時30分から午後10時00分まで
B棟屋上 B屋上駐車場	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 4年 2月18日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 3月 8日から同年 7月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 7月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

千音寺商業施設（Cゾーン）

名古屋市千音寺土地区画整理組合93街区 仮 1番、仮 2番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)ホームセンター バロー	代表取締役 和賀登 盛作	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)ホームセンター バロー	代表取締役 和賀登 盛作	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4年10月19日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,146平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

149台

(2) 駐輪場の収容台数

39台

(3) 荷さばき施設の面積

387平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

24.6立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)ホームセンターバロー	午前 6時30分	午後 8時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6時00分から午後 9時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
C 1棟東側 C 1荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで 午後 9時00分から午後10時00分まで
C 1棟西側 C 2荷さばき施設	
C 2棟東側 C 3荷さばき施設	

7 届出の日

令和 4年 2月18日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 3月 8日から同年 7月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 7月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

千音寺商業施設（Dゾーン）

名古屋市千音寺土地区画整理組合78街区 仮1番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
中部薬品(株)	代表取締役 高巢 基彦	岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
(株)アミーゴ	代表取締役 中村 友秀	東京都千代田区神田多町二丁目1番地
(有)サンビック	代表取締役 大江 功一郎	富山県魚津市住吉 543番地 1
(株)メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡市葵区伝馬町 8番地の 6

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
--------	--------	-----

中部薬品(株)	代表取締役 高巢 基彦	岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
(株)アミーゴ	代表取締役 中村 友秀	東京都千代田区神田多町二丁目 1番地
(株)大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西條吉行東一丁目 4番14号
(株)メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡市葵区伝馬町 8番地の 6

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4年10月19日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,381平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

124台

(2) 駐輪場の収容台数

65台

(3) 荷さばき施設の面積

207平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

19.96立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
中部薬品(株)	午前 9時00分	午後 9時30分

株アミーゴ	午前10時00分	午後 8時00分
株大創産業	午前 9時00分	午後 8時00分
株メガネトップ	午前10時00分	午後 8時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7時00分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
D 1棟西側 D 1荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで
D 2棟北側 D 2荷さばき施設	
D 3棟北側 D 3荷さばき施設	
D 4棟西側 D 4荷さばき施設	

7 届出の日

令和 4年 2月18日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 3月 8日から同年 7月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 7月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により、同条第5項の規定による愛知県知事の同意を得て農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係書類を一般の縦覧に供します。

令和 4年 3月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課
(名古屋市役所西庁舎 5階)

2 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時00分まで。ただし、正午から午後 1時00分までを除きます。

名古屋市緑政土木局都市農業課